**地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定に係る**

**審査基準の制定について**

**１．背景**

令和元年12月４日に公布された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63 号）において、特定の機能を備えた薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の認定制度が新たに規定されました。

**専門医療機関連携薬局**

**地域連携薬局**

入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に、地域の

薬局等と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

他医療提供施設と連携してがん等の専門的※な薬学管理に対応できる薬局（※現時点では「がん」のみ）



**がん等の専門医療機関**

**専門医療機関**

**連携薬局**

**がん等の専門医療機関と治療方針等の共有**

**診療所**

**病院**

**がん等の専門医療以外の医療の場**

**他薬局**

**診療所**

**在宅訪問**

**医療機関**

**（入院施設）**

**他薬局**

**地域連携薬局**

**患者宅**

**他医療提供施設**

**と情報連携**

**入退院時における**

**患者の服薬状況等の**

**情報連携**

**情報**

**連携**

**介護施設**

令和２年２月３日

かかりつけ薬剤師・薬局指導者協議会厚生労働省説明資料より

**２．制定の趣旨**

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度については、都道府県知事が認定を行うことと規定されており、令和３年８月１日に施行されます。

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）（令和３年１月29日付け薬生発0129第６号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）」等を踏まえて、満たすべき基準（審査基準）の制定を行います。

**３．適用期日**

　令和３年８月１日